

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 4 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700414号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800003号

第1 結論

昭和53年3月の請求期間、昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間及び平成3年7月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年3月
② 昭和61年4月から昭和62年3月まで
③ 平成3年7月から同年12月まで

年金記録によると、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料が未納と記録されているが、いずれの期間も、夫の保険料と一緒に納付したはずである。

請求期間①については、時期は明確に記憶していないが、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後納付書が送られてきた期間の国民年金保険料を全て納付した。昭和53年4月以降は納付済みであり、請求期間①も納付したはずである。

請求期間②については、現年度保険料として納付したか、当時は免除の申請が認められ、後に追納したかは定かでないが、当該期間の前後は納付済みであり、1年間のみ納付していないとは考えられない。

請求期間③についても、当該期間の前後は納付済みであり、半年間のみ納付していないとは考えられない。

調査の上、請求期間①、②及び③を、国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の当時の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入した被保険者の資格取得時期から、昭和53年8月頃に払い出されたものと推認され、この頃に請求者は国民年金の加入手続きを行ったと考えられるところ、この時点で、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続き後に市役所から送付されてきた納付書の中に、過年度分である請求期間①に係る納付書が含まれていたかどうかは覚えていないと陳述して

いる上、A市の回答からも、請求者に対し過年度分となる請求期間①の納付書が発行されたことを確認することができない。

また、請求者は、A市において国民年金保険料を納付した金融機関名及び納付金額は記憶していない。

さらに、請求者の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿に、請求者が、請求期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す記載はない。

加えて、請求者の国民年金の資格取得日は、当初、昭和53年2月1日と記録されていたことから（厚生年金保険被保険者期間と重複のため、平成22年4月19日付けで「昭和53年3月1日」に訂正。）、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を過年度納付しようとする場合、通常、昭和53年2月分の納付書も併せて発行されると考えられるが、請求者は、同年2月分の保険料の納付についてはよく覚えていないと陳述している上、仮に、請求者が同年2月分の保険料を納付したのであれば、平成22年に国民年金の資格取得日を訂正した際に当該保険料は還付となるが、オンライン記録によると、請求者に当該保険料が還付された記録はない。

また、請求者の夫（当時。以下「元夫」という。）の国民年金手帳記号番号は請求者と連番で払い出されているところ、元夫も、請求期間①を含む昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料は、請求者と同様に未納と記録されている。

- 2 請求期間②について、請求者の、当該期間の前後の年度に係る国民年金保険料の納付記録は、前年度（昭和60年4月から昭和61年3月まで）は申請免除（うち7か月は10年後の平成7年に追納。）、次年度（昭和62年4月から昭和63年3月まで）は現年度納付と記録されているところ、請求者は、保険料免除を申請したが承認されなかった年があったと記憶しているものの、それが請求期間②であったかどうかは不明であり、当該期間については、現年度保険料として納付したか申請免除の後に追納したかよく覚えていないと陳述している。

また、オンライン記録によると、請求者及び元夫が、請求期間②において国民年金保険料の免除に該当していた記録はなく、当該期間に係る保険料を追納することはできない。

さらに、請求期間②に係る国民年金保険料を納付した場所については、請求者は、金融機関で納付したり、勤務先（元夫の実家である旅館）の取引金融機関の職員が職場を来訪した際に保険料を預けたりしたと陳述しているものの、実際に納付した金融機関は記憶しておらず、上記取引金融機関の職員が保険料を預かることがあったか否かについても確認することができない上、具体的な納付金額も記憶していない。

加えて、元夫の請求期間②の前後の年度に係る国民年金保険料の納付記録は、前年度は申請免除（うち1か月は10年後の平成7年に追納。）、次年度は現年度納付と記録されているものの、請求期間②は請求者と同様に未納と記録されている。

- 3 請求期間③について、オンライン記録によると、請求者と元夫は、平成2年4月から平成6年7月までの期間に係る国民年金保険料を、請求期間③を除き、ほぼ定期的に現年度納付している。

しかしながら、請求期間③に係る国民年金保険料を納付した場所については、請求者は、金

融機関で納付したり、勤務先の取引金融機関の職員が職場を来訪した際に保険料を預けたりしたと陳述しているものの、実際に納付した金融機関は記憶しておらず、上記取引金融機関の職員が保険料を預かることがあったか否かについても確認することができない上、具体的な納付金額も記憶していない。

また、上記の現年度納付をしている期間について、請求者と元夫の国民年金保険料の収納年月日は一致しており、請求者は、請求期間③に係る保険料も元夫の保険料と一緒に納付したと陳述しているものの、請求期間③については、元夫の保険料も未納と記録されている上、当該期間に限り請求者の保険料のみを納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 このほか、請求者が請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①、②及び③について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700407号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年7月6日から平成5年11月16日まで
② 平成5年11月16日から昭和42年7月6日まで

(請求内容について)

請求者は、年金記録訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書において、請求期間の分類については「請求期間の給与額(標準報酬月額)が違う。」に該当すると選択し、請求期間に係る事業所については「A社」と記入しているところ、請求内容の詳細が不明のため請求者に複数回照会したが、回答を得られなかったため、請求内容については、請求者が年金記録訂正請求書兼年金記録に係る確認調査申立書の「請求の概要(2-1)」に記述した内容を原文のまま引用する。

また、請求期間②については、請求期間①が逆に記入されていることから、これを請求期間①と同一の請求内容とみなす。

(以下、原文のまま)

霞が関1-2-2 厚生労働省年金記録審査課で規定法違反確認。

② 記録確認。年金額206万5千693円(B年金153万円)

変更通知提出スミ。(月額25万円)

28年12月15日 326,782円入金有り。10月15日24万円でした。差額10万円

① 法務省より送付された、国裁起訴状、法務省年金局提出裁決前に、支給額変更通知書。先に。返却され年金事務所へ。訂正報酬月額34万円 年支給額206万5千699円通知書送付有り
質門

回答文書に標準額は生年月日であなたは、このき色の所で決定しました。

標準額は生年月日規定法有り、なし、文書回答願ます。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成2年10月15日から平成5年11月16日までの期間については、i) 請求者から提出された平成3年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載されている金額は、賞与額が明らかでないことから、当該源泉徴収票からは請求者の給与月額について確認できないこと、ii) 当該源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算した健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額に雇用保険料の年間合計額を合算した額とほぼ等しくなることから、事業主が請求者の給与から控除していた厚生年金保険料額はオンライン記録の標準報酬月額に基づいた額であると認められること、iii) 請求者から提出された雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額(離職日の直前6か月に毎月支払われた賃金から算出される金額)からは、オンライン記録の標準報酬月額30万円と異なる状況がうかがわれないこと、iv) 事業主及び請求者は賃金台帳、給与明細書等の資料を保管しておらず、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できないことなどから、既に平成28年7月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、上記請求期間に昭和42年7月6日から平成2年10月15日までの期間を追加して、訂正請求を行っているものである。

しかし、請求期間のうち、平成2年10月15日から平成5年11月16日までの期間については、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、当該期間において、請求者が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う給与を支給されていたこと及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、昭和42年7月6日から平成2年10月15日までの期間については、A社にあらためて照会したものの、同社は賃金台帳等の資料を保管していないと回答している上、C厚生年金基金から提出された「事業所別加入員記録・月額累計表」によると、請求者が同基金の加入員であった昭和45年11月1日から平成5年11月16日までの期間に係る給与月額の記録は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

このほか、請求期間のうち、昭和42年7月6日から平成2年10月15日までの期間における請求者の給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間において、請求者が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う給与を支給されていたこと及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。